

災 害 の 概 要

平成19年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、2,070億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（14災～18災）平均3,873億円に対して約53.4%にあたる。また所管別にみると、国土交通省1,934億円（全体の93.4%）、農林水産省136億円（同6.6%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が320箇所、398億円（20.6%）、補助事業が14,227箇所、1,536億円（79.4%）、水資源機構が1箇所、0.6億円（0.03%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均3,619億円に対して約53.5%にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「能登半島地震」、「6月12日から7月17日までの間の梅雨前線豪雨及び暴風雨（台風第4号）による災害」、「新潟県中越沖地震」などが挙げられる。

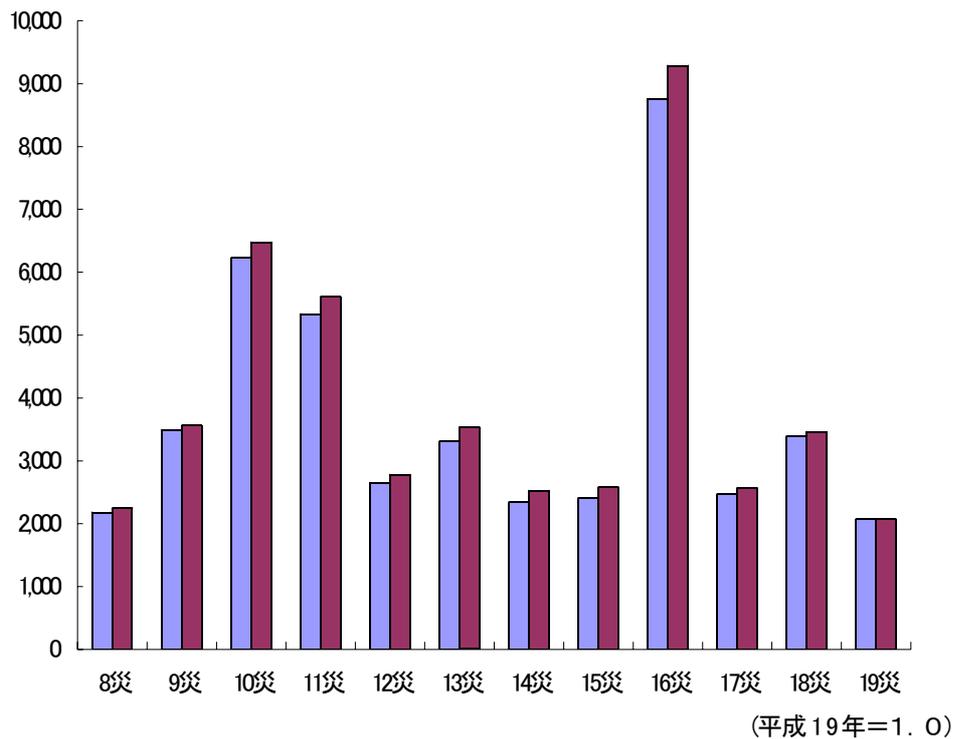
公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害はなかったが、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害には、「新潟県中越沖地震」が平成19年8月10日政令第261号をもって指定され、さらに、「平成18年12月27日から平成19年6月26日までの間の地すべりによる災害」、「能登半島地震」、「6月12日から7月17日までの間の梅雨前線豪雨及び暴風雨（台風第4号）による災害」、「8月2日から同月3日までの間の暴風雨（台風第5号）による災害」、「8月28日から同月31日までの間の豪雨による災害」、「9月5日から同月8日までの間の暴風雨（台風第9号）による災害」及び「9月14日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨（台風第11号）による災害」の7災害による災害で特定地域に係るものについて平成20年3月14日政令第45号をもって指定され（「能登半島地震」については、平成19年4月25日政令第162号により指定されたが、その後、農地等の災害復旧事業等に係る特別措置が追加されたため、一旦これを廃止し、改めて指定したものである。）、「平成12年から平成18年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成20年3月14日政令第44号をもって「平成19年」までに延長された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、岩手県八幡平市外32市町村が告示され特別の財政援助の措置が講じられた。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移

■ 決定事業費 ■ 換算事業費

(単位: 億円)



	8災	9災	10災	11災	12災	13災	14災	15災	16災	17災	18災	19災
決定事業	2,178	3,487	6,225	5,336	2,648	3,305	2,336	2,410	8,758	2,472	3,391	2,070
換算事業	2,243	3,557	6,474	5,603	2,780	3,536	2,523	2,579	9,283	2,571	3,459	2,070

(注) デフレーター(国土交通省総合政策局情報管理部建設統計室算出)は、土木総合工事費指数(平成12年度=100)の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成19年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち平成18・19年度は暫定値である。

平成13年災以降については、国土交通省所管災害復旧事業全体額であり、平成12年災以前については、旧建設省所管及び旧運輸省所管の合計額である。